

鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (ウォーキング大会を開催しようとする月の前月15日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期については、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部 健康医療局 健康政策課
鳥取県鳥取市東町1-220
0859 - 26 - 7861 kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp